

運動器機能向上加算(1月当たり80単位加算)

利用者の運動器の機能向上を目的として、実施される機能訓練に対する加算で、体力測定などで利用者の状態や課題を把握し、利用者が改善方法を習得したり、運動方法が定着したりすることが目的

1. 体力測定などを実施し、利用者の状況とニーズを把握する。

利用者の健康状態・生活習慣・体力水準を把握するため、体力測定を実施する。

留意事項

- 安全に実施可能か
- 負担は少ないか
- 判断基準は明確か
- 評価は簡単か
- 短時間で実施可能か



体力測定の項目と測定できる能力(例)

- 握力 : 全身の筋力
- 片足立ち : 足の筋力やバランス
- 立ち座り : 下半身の筋力
- 5m歩行 : 歩行能力 など



2. 体力測定などで把握した情報を基に計画を作成する。

体力測定の結果などを基に、訓練が必要な機能について検討し、多職種と連携し計画を作成する。

計画の目標(例)

【介護予防ケアプランの目標】

- (例1) 買い物ができるようになりたい。
- (例2) 炊事が楽にできるようになりたい。
- (例3) 物干しが楽にできるようになりたい。

【運動器機能向上サービスの目標】

- (例1) 買い物ができるようになるために、歩行能力を上げる。
- (例2) 炊事が楽にできるようになるために、機能的なバランス能力の向上を図る。
- (例3) 物干しが楽にできるようになるために、立位での機能的な動作能力の向上を図る。

【長期目標(長期目標達成のためにおおむね3か月で達成可能な短期目標も設定する。)]

- (例1)の場合
- 3か月目 家の近所の散歩が楽に行える。
- 6か月目 30分程度の散歩ができ、階段で2階まで楽に昇降できる。



3. 運動器機能向上サービスの提供を行う。

本人または家族の同意を得たのちに、サービスの提供を開始する。
目標の達成に向けて、本人、家族、多職種が連携して、サービスを提供する。

4. 3か月ごとのモニタリング・評価時(6か月後)に目標達成の確認をする。

計画書が適正であるかチェックし、無理がある場合は計画の見直しを都度行う。

- 3か月後 : 短期目標の達成具合や計画書が適正であるかどうかチェックする。
- 6か月後 : 目標の達成状況および運動器の機能向上具合についてもアセスメントし、計画書の評価を行う。

※リスク・緊急時の対応等を合わせて、利用者またはその家族に分かりやすく説明し、同意を得ること